平成２７年労第２１８号

主　　文

本件再審査請求を棄却する。

理　　由

第１　再審査請求の趣旨及び経過

１　趣　　旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

２　経　　過

請求人は、平成○年○月○日、会社Ａ（以下「会社」という。）に採用され、Ｂ市内にあり、会社Ｃ（以下「Ｃ」という。）Ｂ工場内で構内請負を行っている会社Ｄ事業所に所属し、Ｃ工場内において、パン製造工員として勤務していた。

請求人によれば、同人は、Ｃ工場内において、ベルトコンベアーに載って流れてくる焼き型に入ったパンを、焼き型から取り出し、天板の上に置く等の作業を行っていたところ、平成○年○月頃から、左腕、左肘及び左手首の痛み、左手首のしびれが出現したという。

請求人は、同年○月○日、Ｅ病院に受診し「右上腕骨外側上顆炎」と診断された。その後、請求人は複数の医療機関に受診し、平成○年○月○日には、Ｆ診療所に受診し「頚肩腕障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第２　再審査請求の理由

（略）

第３　原処分庁の意見

（略）

第４　争　　点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第５　審査資料

（略）

第６　事実の認定及び判断

１　当審査会の事実の認定

（略）

２　当審査会の判断

（１）請求人は、複数の医療機関に受診した後、Ｆ診療所において本件疾病と診断されているところ、当審査会としても、決定書理由第２の２（２）アに説示するとおり、請求人は、平成○年○月○日に本件疾病を発症したものと判断する。

（２）ところで、上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性の判断基準については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成９年２月３日付け基発第６５号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考え、認定基準（決定書第２の１に説示する「判断の要件」）に照らし、本件について検討する。

（ア）請求人は、平成○年○月○日に会社に採用され、本件疾病発症までの間、約３年１か月の間パン製造作業に従事していたことが認められ、その作業内容は、請求人作成の「上肢作業に基づく疾病にかかる申述書」、上肢作業及びパン製品の写真９葉写、審理調書等からして、パンを焼き型から外す作業で上肢の反復の多い作業であり、上肢等に負担のかかる業務であると判断する。

（イ）監督署長及び審査官は、本件疾病発症前１か月間におけるパンの製造個数

及びアルミはずし作業量に基づき、請求人は本件疾病発症前に過重な業務に従事したとは言えないと判断しているところ、請求人らは、本件疾病発症３か月以前に遡って追加調査を行うべき旨主張する。

そこで、当審査会において、改めて会社に対し審理のための処分を行い、本件疾病発症２か月前（平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）及び発症３か月前（平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）の２か月間におけるパンの製造個数を再調査した上で、その調査結果を基に月平均のアルミはずしのパンの個数を集計した。１日の業務量が通常の業務量のおおむね２０％以上増加する日はそれぞれ３日にとどまることが認められる。そうすると、本件疾病発症３か月以前に遡ってみても、請求人の業務量はほぼ一定していたとみることが相当であり、当審査会としても、決定書理由第２の２（２）ウに説示するとおり、請求人は、本件疾病発症前に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

（ウ）なお、請求人らは、キャンペーンの際に業務量が増加した旨述べているが、請求人の本件疾病発症前３か月間におけるキャンペーン期間は平成〇年〇月〇日から同月〇日までである。確かにこの期間、アルミはずし作業は通常より増加傾向にあることが認められるが、それを考慮しても請求人の業務量は上記（イ）のとおりであり、これにより上記判断が左右されることはない。

（エ）したがって、請求人の本件疾病は認定基準の要件を満たしているとは言えず、請求人に発症した本件疾病と請求人の従事した業務との間に相当因果関係は認められない。

３　以上のとおりであるから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。